

大阪西労働基準監督署発表
令和 8 年 7 月 16 日

【照会先】

大阪西労働基準監督署
電話 06-7713-2021

最低賃金法違反の疑いで書類送検

(1 か月分の賃金不払いの疑い)

令和 8 年 7 月 16 日、大阪西労働基準監督署（署長 かげまさ だいすけ 景政 大輔）は、株式会社オリオン及び同社の代表取締役を最低賃金法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

(1) 株式会社オリオン（以下「被疑会社」という。）

本社所在地 大阪市西区西本町

事業内容 不動産業

(2) 同社代表取締役 A（以下「被疑者 A」という。）

2 違反条文等

被疑会社、被疑者 A とともに

最低賃金法違反

同法第 4 条第 1 項

同法第 40 条（罰則）

同法第 42 条（両罰）

3 事件の概要

被疑者 A は、労働者 1 名に対し、令和 5 年 12 月分の定期賃金を、所定支払日までに支払わなかった疑いがあるものです。

4 参考事項

- (1) 最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されています。
- (2) 大阪府最低賃金は令和5年10月1日から時間額1,064円です。
- (3) 適用法条文は、別紙のとおり。

○ 最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号） 抄

（最低賃金の効力）

第四条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

2 から 4 まで 略

第四十条 第四条第一項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。